

議第146号

当せん金付証票の発売について

県は、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条の規定により、令和5年度において、当せん金付証票を次のとおり発売するものとする。

発売総額 6,600,000,000円以内

提 案 理 由

令和5年度における当せん金付証票の発売総額を定めるため、当せん金付証票法第4条第1項の規定により提案するものである。